

議案第 1 号

平成 26 年第 1 回輪島市議会定例会提出予定案件について

輪島市議会の議決を経るべき事件として、輪島市長が、別紙の教育に関する事務に係る当初予算案を平成 26 年第 1 回輪島市議会定例会に提出することについて、承認を求める。

平成 26 年 2 月 4 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、輪島市長が、教育に関する事務に係る予算案を輪島市議会に提出しようとする場合においてその案を作成するときは、輪島市教育委員会の意見を聴かなければならないため。

会計別予算規模

(単位：千円、%)

区 分	本年度	前年度	増減率	備 考	
一 般 会 計	20,720,000	19,450,000	6.5		
特 別 会 計	国民健康保険(事業)	4,521,262	4,736,333	△ 4.5	
	国民健康保険(施設)	52,289	55,861	△ 6.4	
	後期高齢者医療	490,460	484,721	1.2	
	介 護 保 険	4,200,300	4,182,291	0.4	
	有線放送テレビ事業	—	417,465	皆減	H25末で廃止
	土 地 取 得 事 業	2,079	2,083	△ 0.2	
	臨海土地造成事業	57,520	35,127	63.8	
	公共下水道事業	837,998	871,797	△ 3.9	
	特定環境保全 公共下水道事業	417,619	411,387	1.5	
	農業集落排水事業	102,765	67,517	52.2	
	漁業集落排水事業	41,756	41,071	1.7	
	浄 化 槽 事 業	92,177	84,934	8.5	
	計	10,816,225	11,390,587	△ 5.0	
企 業 会 計	病 院 事 業	5,373,569	4,057,430	32.4	支出額を計上
	水 道 事 業	1,877,448	1,600,040	17.3	
	計	7,251,017	5,657,470	28.2	
合 計	38,787,242	36,498,057	6.3		

一般会計款別予算の状況

歳入

(単位：千円、%)

款	本年度	前年度	増減率	構成比
1 市 税	2,611,812	2,657,854	△ 1.7	12.6
2 地 方 譲 与 税	161,700	166,800	△ 3.1	0.8
3 利 子 割 交 付 金	7,700	8,000	△ 3.8	0.0
4 配 当 割 交 付 金	8,000	4,000	100.0	0.0
5 株式等譲渡所得割交付金	1,000	600	66.7	0.0
6 地方消費税交付金	292,000	265,000	10.2	1.4
7 自動車取得税交付金	28,000	60,000	△ 53.3	0.1
8 国有提供施設等 所在市町村助成交付金	11,000	10,000	10.0	0.1
9 地方特例交付金	4,900	5,000	△ 2.0	0.0
10 地方交付税	9,800,000	9,680,000	1.2	47.3
11 交通安全対策特別交付金	5,000	5,600	△ 10.7	0.0
12 分担金及び負担金	143,334	133,716	7.2	0.7
13 使用料及び手数料	510,793	283,061	80.5	2.5
14 国 庫 支 出 金	2,230,024	2,087,269	6.8	10.8
15 県 支 出 金	1,089,897	1,190,006	△ 8.4	5.3
16 財 産 収 入	88,268	100,825	△ 12.5	0.4
17 寄 附 金	2,660	2,660	0.0	0.0
18 繰 入 金	901,298	202,776	344.5	4.4
19 繰 越 金	1	1	0.0	0.0
20 諸 収 入	588,213	248,232	137.0	2.8
21 市 債	2,234,400	2,338,600	△ 4.5	10.8
合 計	20,720,000	19,450,000	6.5	100.0

歳出

(単位：千円、%)

款	本年度	前年度	増減率	構成比
1 議会費	228,366	229,462	△ 0.5	1.1
2 総務費	1,747,757	1,773,136	△ 1.4	8.4
3 民生費	4,454,083	4,310,406	3.3	21.5
4 衛生費	1,960,746	2,429,455	△ 19.3	9.5
5 労働費	60,491	67,643	△ 10.6	0.3
6 農林水産業費	638,915	812,373	△ 21.4	3.1
7 商工費	465,958	612,875	△ 24.0	2.2
8 土木費	3,298,211	2,513,024	31.2	15.9
9 消防費	1,986,080	867,074	129.1	9.6
10 教育費	1,359,778	1,369,102	△ 0.7	6.6
11 災害復旧費	94,803	93,303	1.6	0.5
12 公債費	4,414,812	4,362,147	1.2	21.3
13 予備費	10,000	10,000	0.0	0.0
合計	20,720,000	19,450,000	6.5	100.0

一般会計性質別予算の状況

(単位：千円、%)

区 分	本年度	前年度	増減率	構成比
1 人 件 費	2,550,587	2,561,236	△ 0.4	12.3
2 物 件 費	2,381,456	2,148,000	10.9	11.5
3 維 持 補 修 費	164,823	154,600	6.6	0.8
4 扶 助 費	1,986,305	1,884,687	5.4	9.6
5 補 助 費	3,689,567	4,082,763	△ 9.6	17.8
6 投 資 的 経 費	3,796,676	2,229,345	70.3	18.3
(1) 普 通 建 設 事 業 費	3,701,873	2,136,042	73.3	17.9
① 補 助 事 業 費	2,164,495	1,613,343	34.2	10.4
② 単 独 事 業 費	1,056,044	337,084	213.3	5.1
③ 受 託 事 業 費	294,967	15,112	1,851.9	1.4
④ 負 担 金 事 業 費	186,367	170,503	9.3	0.9
(2) 災 害 復 旧 費	94,803	93,303	1.6	0.5
① 補 助 事 業 費	87,160	89,320	△ 2.4	0.4
② 単 独 事 業 費	7,643	3,983	91.9	0.0
7 公 債 費	4,414,812	4,362,147	1.2	21.3
8 投 資 及 び 出 資 金	0	14,500	皆減	0.0
9 貸 付 金	10,920	152,600	△ 92.8	0.1
10 繰 出 金	1,710,883	1,845,751	△ 7.3	8.3
11 積 立 金	3,971	4,371	△ 9.2	0.0
12 予 備 費	10,000	10,000	0.0	0.0
合 計	20,720,000	19,450,000	6.5	100.0

◎一般会計の主要事務事業

凡例：特定財源

国・国庫支出金 県・県支出金 市債・地方債 他・その他財源

(教育委員会 庶務課)

(単位：千円)

事業名	本年度予算額		説明
		内特定財源	
10款1項2目 事務局費 県立高等学校活性化支援事業費	5,310		県立高校の生徒等が行う研修、研究その他学習活動等を支援
高校生通学費補助事業費	2,500		遠距離通学によるバス通学費等の負担軽減 定期券の月額から1万円を控除した額の1/2を補助
10款1項5目 私学振興費 私立幼稚園就園奨励費補助	3,500	国 300	市民税非課税世帯 年額40,000円 市民税所得割非課税世帯 年額20,000円 市民税所得割17,600円以下世帯 年額10,000円 2人同時入園 第2子保育料等半額助成 小学生以下第3子入園 第3子以降保育料等全額助成
10款2項1目 学校管理費 校舎等営繕費	21,712		市内10小学校1分校の校舎等営繕費
10款2項2目 教育振興費 遠距離児童通学費補助	3,000		児童通学バス定期購入助成等
スクールバス運行費	40,897	国 481 他 600	運行委託費等 スクールバス11台 (うち愛のりバス5台)
10款3項1目 学校管理費 校舎等営繕費	6,747		市内3中学校の校舎等営繕費
10款3項2目 教育振興費 遠距離生徒通学費補助	16,500	国 2,880	生徒通学バス定期購入助成等

(教育委員会 学校教育課)

(単位：千円)

事業名	本年度予算額		説明
		内特定財源	
10款1項2目 事務局費 学校図書利用促進事業費	17,493		学校図書館に図書館司書等7名配置
学力向上推進事業費	2,852		国、県の学力検査対象外の学年、教科に対する学力検査実施(小学校全学年、中学校1年・2年) 中学生の英検受検料補助
大学生育英資金貸付事業費	10,920	他 8,920	貸与月額35,000円(26人見込)
生徒指導事業費	13,614		特別支援教育支援員配置 生徒指導サポーター配置 教育環境に対する児童生徒、保護者の不安解消等を図るとともに、適切なケアを行う。

◎一般会計の主要事務事業

凡例：特定財源

国…国庫支出金 県…県支出金 市債…地方債 他…その他財源

(教育委員会 学校教育課)

(単位：千円)

事業名	本年度予算額		説明
		内特定財源	
テレビ寺子屋事業費	3,959	他 38	児童生徒が苦手とする単元の番組を編成し、ケーブルテレビで放送 小学校(算数・外国語)、中学校(数学・英語)
10款2項2目 教育振興費 特色ある学校づくり支援事業費	1,142		学校経営プラン支援、金管音楽隊等活動支援
10款3項2目 教育振興費 外国人講師招致事業費	14,488		外国語指導助手3名配置
運動部活動振興費	3,908		市中学校体育連盟補助等
部活動等振興費	4,000		各種大会等参加生徒送迎バス等借上料
特色ある学校づくり支援事業費	684		学校経営プラン支援、吹奏楽部活動等支援
中高一貫教育推進事業費	1,600		門前中学校と門前高校との交流事業、ソフトボール部強化事業
10款5項1目 学校給食費 学校給食共同調理場調理等委託費	73,691		学校給食の調理、配送、洗浄業務委託 【債務負担行為の歳出予算化】

(教育委員会 生涯学習課)

(単位：千円)

事業名	本年度予算額		説明
		内特定財源	
10款4項1目 社会教育総務費 コミュニティ活動推進助成費	3,700		公民館単位で実施するコミュニティ活動に対する助成
国際交流多文化共生事業費	2,992		多文化共生研究会事業、日本語講師スキルアップ講座 【新】青少年音楽交流フェスティバルin奥能登(仮称) 交流事業補助
10款4項2目 公民館費 館長設置費等	61,935		公民館長18名、公民館主事22名配置
公民館体験合宿事業費	1,345		小中学生の公民館での宿泊体験
地域づくりリーダー養成事業費	8,000	県 1,400	公民館を核とした学習機会の提供等
健民運動花のまちづくり事業費	2,050		公民館単位での花づくりの実施(各保育所、小中学校)

◎一般会計の主要事務事業

凡例：特定財源

国・国庫支出金 県・県支出金 市債・地方債 他・その他財源

(教育委員会 生涯学習課)

(単位：千円)

事業名	本年度予算額		説明
		内特定財源	
公民館等を中心とした社会教育 活性化支援プログラム事業費	2,514	国 2,228	地域福祉、地域防災の拠点としての公民館の役割及び 運営体制のあり方を検討、検証
10款4項10目 図書館費 図書等購入費	10,374		図書購入費等
貸出文庫事業費	1,314		貸出文庫用図書購入費等
10款4項11目 青少年対策費 子ども長期自然体験村事業費	4,400		横浜市、姉妹都市等、県内・市内小中学生60名を対象 に曾々木地区を中心とした自然体験活動事業費補助
10款5項2目 体育振興費 生涯スポーツ推進事業費	3,700		総合型スポーツクラブ補助 交付先:町野、南志見、もんぜんスポーツクラブ 各種スポーツ教室開催費
県体選手派遣助成費	4,001		平成26年8月9日～10日開催予定 交付先:輪島市体育協会
奥能登体育大会助成費	821		平成26年7月13日開催予定 交付先:輪島市体育協会
全日本競歩輪島大会費	9,000	他 4,000	平成26年4月19日～20日開催予定 交付先:全日本競歩輪島大会実行委員会
市町対抗ふるさと駅伝助成費	500		平成26年11月下旬開催予定、加賀温泉郷 ・選手派遣助成 交付先:輪島市陸上競技協会 ・開催費補助 交付先:石川縣市町対抗ふるさと駅伝実行委員会
高洲山健康ウォーク助成費	800		平成26年10月6日開催予定 交付先:高洲山健康ウォーク実行委員会
ツール・ド・のと400開催助成費	500		平成26年9月13日～15日開催予定 交付先:ツール・ド・のと400実行委員会
高校女子ソフトボール研修大会 費	1,000		平成26年5月開催予定、17校 450人参加予定 門前簡易グラウンド、門前野球場等 交付先:輪島市高校女子ソフトボール研修大会運営 協議会
中学校ソフトボール部交流大会 助成費	200		平成26年8月開催予定、20校 300人参加予定 門前簡易グラウンド、門前野球場等 交付先:門前中学校

◎一般会計の主要事務事業

凡例：特定財源

国・国庫支出金 県・県支出金 市債・地方債 他・その他財源

(教育委員会 生涯学習課)

(単位：千円)

事業名	本年度予算額		説明
		内特定財源	
スポーツ少年団各種大会助成費	1,000		サッカー、ミニバス、野球、バレーボール大会助成
友好都市青少年スポーツ交流事業費	2,000		石狩市とのスポーツ交流事業
【新】北陸地区スポーツ推進委員研修会助成費	300		平成26年6月28日～29日開催予定 交付先：北陸地区スポーツ推進委員研修会石川県実行委員会
10款5項3目 体育施設費 体育施設管理費	146,529	他 7,666	体育施設指定管理委託等 指定管理先：ミズノスポーツサービス(株) 町野スポーツクラブ もんぜんスポーツクラブ 【債務負担行為の歳出予算化】

(教育委員会 文化課)

(単位：千円)

事業名	本年度予算額		説明
		内特定財源	
8款1項2目 建築総務費 街なみ環境整備事業費	45,000	国 22,350 市債 22,600	門前町黒島地区修景整備 道路美装化、排水路整備等
10款4項3目 文化振興費 文化振興事業費	13,888	他 8,480	コンサート等自主事業開催
輪島市美術展事業費	930	他 110	第48回輪島市美術展 委託先：輪島市美術展運営理事会
文化協会事業費補助	1,000		第9回輪島市民文化祭開催等事業費補助 交付先：輪島市文化協会
三夜おどり開催事業費補助	2,200		交付先：三夜踊り振興連絡会
10款4項4目 文化財保護費 輪島塗技術伝承者養成事業費補助	2,400		交付先：輪島塗技術保存会
古文書調査事業費	3,316		角海家敷物・襖下張文書調査、諸家襖等下張文書調査
天然記念物保護対策事業費	203		「南志見住吉神社の松」防虫対策、樹木医診断補助

◎一般会計の主要事務事業

凡例：特定財源

国・国庫支出金 県・県支出金 市債・地方債 他・その他財源

(教育委員会 文化課)

(単位：千円)

事業名	本年度予算額		説明
		内特定財源	
重要文化財保存事業費	2,675		上時国家茅葺替、納屋解体修理補助(H23~H26) 時国家及び上時国家防火設備整備補助
文化的景観保存調査事業費	2,476	国 1,160	文化的景観保存計画策定(西保地区間垣)
県指定文化財保全調査費	1,360		県指定文化財「角海家」の収蔵資料調査
伝統的建造物群保存地区保存対策事業費	29,404	国 18,237 県 2,455	伝統的建造物群保存地区(黒島地区)内での修理、修景事業補助金等
10款4項6目 美術館費 漆芸美術館運営委託等費	87,743	他 9,662	石川県輪島漆芸美術館指定管理委託 指定管理先:(公財)輪島漆芸美術館 【債務負担行為の歳出予算化】

議案第 2 号

平成 26 年第 1 回輪島市議会定例会提出予定案件について

輪島市議会の議決を経るべき事件として、輪島市長が、別紙 1 から別紙 24 までの教育に関する事務に係る条例の一部改正案を平成 26 年第 1 回輪島市議会定例会に提出することについて、承認を求める。

平成 26 年 2 月 4 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、輪島市長が、教育に関する事務に係る条例案を輪島市議会に提出しようとする場合においてその案を作成するときは、輪島市教育委員会の意見を聴かなければならないため。

別紙 1

輪島市学校施設使用条例の一部を改正する条例(案)

輪島市学校施設使用条例(平成 18 年輪島市条例第 92 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「き損」を「毀損」に改める。

別表中「500 円」を「510 円」に、「900 円」を「930 円」に、「1,900 円」を「1,950 円」に、「600 円」を「620 円」に、「1,200 円」を「1,230 円」に、「2,400 円」を「2,470 円」に、「松陵中学校」を「輪島中学校」に、「1,000 円」を「1,030 円」に、「1,600 円」を「1,650 円」に、「6,600 円」を「6,790 円」に、「400 円」を「410 円」に、「700 円」を「720 円」に、「1,400 円」を「1,440 円」に、「210 円」を「220 円」に、「1,700 円」を「1,750 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定(使用料に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後の学校施設又は照明の使用に係る使用料について適用し、同日前の学校施設又は照明の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の一部改正に伴い、学校施設の使用料の適正化を図るほか、輪島中学校の新設に伴い所要の改正を行うため。

別紙 2

輪島市地域交流施設条例の一部を改正する条例(案)

輪島市地域交流施設条例(平成 22 年輪島市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

別表中「600 円」を「620 円」に、「210 円」を「220 円」に、「1,200 円」を「1,230 円」に、「2,400 円」を「2,470 円」に、「500 円」を「510 円」に、「700 円」を「720 円」に、「1,700 円」を「1,750 円」に、「900 円」を「930 円」に、「1,900 円」を「1,950 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市地域交流施設又は照明の利用に係る使用料について適用し、同日前の輪島市地域交流施設又は照明の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の一部改正に伴い、輪島市地域交流施設の使用料の適正化を図るため。

別紙 3

輪島市体育施設条例の一部を改正する条例(案)

輪島市体育施設条例(平成20年輪島市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1 輪島市鳳至体育センター使用料の表中「300円」を「310円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第2の2 輪島市マリンタウン競技場使用料(1) 競技場使用料の表中「400円」を「410円」に、「600円」を「620円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「25,000円」を「25,710円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第2の2 輪島市マリンタウン競技場使用料(2) 電気設備使用料の表中「900円」を「930円」に、「600円」を「620円」に改め、「半額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第3の1 輪島市総合体育館利用料金の表中「1,600円」を「1,650円」に、「800円」を「820円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「16,000円」を「16,460円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「500円」を「510円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第3の2 輪島市輪島野球場利用料金(1) 野球場利用料金の表中「800円」を「820円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「25,000円」を「25,710円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第3の2 輪島市輪島野球場利用料金(2) 電気設備使用料金の表中「1,500円」を「1,540円」に改める。

別表第3の3 輪島市町野テニスコート利用料金(1) テニスコート利用料金の表中「500円」を「510円」に、「3,000円」を「3,090円」に、「15,000円」を「15,430円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第3の3 輪島市町野テニスコート利用料金(2) 電気設備利用料金の表中「400円」を「410円」に改める。

別表第3の4 石川県輪島水泳プール及び輪島市町野水泳プール利用料金の表中「300円」を「310円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「2,800円」を「2,880円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「5,000円」を「5,140円」に改める。

別表第3の5 輪島市町野野球場利用料金(1) 野球場利用料金の表中「800円」を「820円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「25,000円」を「25,710円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第3の5 輪島市町野野球場利用料金(2) 電気設備利用料金の表中「200円」を「210円」に改める。

別表第3の6 輪島市町野ゲートボール場利用料金の表中「3,000円」を「3,090円」に、「15,000円」を「15,430円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第3の7 輪島市町野グラウンドゴルフ場利用料金の表中「3,000円」を「3,090円」に、「15,000円」を「15,430円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第3の8 輪島市門前野球場利用料金(1) 野球場利用料金の表中「800円」を「820円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「25,000円」を「25,710円」に改

め、「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第3の8 輪島市門前野球場利用料金(2) 電気設備利用料金の表中「900円」を「930円」に改める。

別表第3の9 輪島市門前簡易グラウンド利用料金(1) グラウンド利用料金の表中「600円」を「620円」に、「300円」を「310円」に、「6,000円」を「6,170円」に、「30,000円」を「30,860円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第3の9 輪島市門前簡易グラウンド利用料金(2) 電気設備利用料金の表中「900円」を「930円」に改める。

別表第3の10 輪島市門前健民体育館利用料金の表中「1,600円」を「1,650円」に、「800円」を「820円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「16,000円」を「16,460円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「500円」を「510円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第3の11 輪島市門前テニスコート利用料金(1) テニスコート利用料金の表中「500円」を「510円」に、「3,000円」を「3,090円」に、「15,000円」を「15,430円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第3の11 輪島市門前テニスコート利用料金(2) 電気設備利用料金の表中「400円」を「410円」に改める。

別表第3の12 輪島市門前ゲートボール場利用料金の表中「3,000円」を「3,090円」に、「15,000円」を「15,430円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第 3 の 13 輪島市門前武道館利用料金の表中「1,000 円」を「1,030 円」に、「500 円」を「510 円」に、「3,500 円」を「3,600 円」に、「15,500 円」を「15,940 円」に、「250 円」を「260 円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第 3 の 14 輪島市門前多目的体育館利用料金の表中「200 円」を「210 円」に「1,000 円」を「1,030 円」に、「4,500 円」を「4,630 円」に、「20,500 円」を「21,090 円」に、「500 円」を「510 円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第 3 の 15 輪島市門前グラウンドゴルフ場利用料金の表中「3,000 円」を「3,090 円」に、「15,000 円」を「15,430 円」に改め、「相当する額」の次に「(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市体育施設の利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の輪島市体育施設の利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の一部改正に伴い、輪島市体育施設の使用料及び利用料金の適正化を図るため。

別紙 4

輪島市門前会館条例の一部を改正する条例(案)

輪島市門前会館条例(平成21年輪島市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中「350円」を「360円」に、「500円」を「510円」に、「450円」を「460円」に、「600円」を「620円」に、「200円」を「210円」に、「400円」を「410円」に、「550円」を「570円」に、「800円」を「820円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「3,000円」を「3,090円」に改め、「得た金額」の次に「(その金額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市門前会館の使用に係る使用料について適用し、同日前の輪島市門前会館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、輪島市門前会館の使用料の適正化を図るため。

別紙 5

輪島市女性センター条例の一部を改正する条例(案)

輪島市女性センター条例(平成18年輪島市条例第111号)の一部を次のように改正する。

別表中「(単位:円)」を削り、「午前12時」を「午後0時」に、「1,500」を「1,540円」に、「2,500」を「2,570円」に、「4,000」を「4,110円」に、「2,000」を「2,060円」に、「5,000」を「5,140円」に、「700」を「720円」に、「1,200」を「1,230円」に改め、「得た額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市女性センターの使用に係る使用料について適用し、同日前の輪島市女性センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、輪島市女性センターの使用料の適正化を図るため。

別紙 6

輪島市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例(案)

輪島市コミュニティセンター条例(平成18年輪島市条例第155号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「200円」を「210円」に、「400円」を「410円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の同表に定める施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の同表に定める施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、門前地区におけるコミュニティセンターの使用料の適正化を図るため。

別紙 7

輪島市あすなろ交流館条例の一部を改正する条例(案)

輪島市あすなろ交流館条例(平成18年輪島市条例第158号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「き損」を「毀損」に改める。

別表中「200円」を「210円」に、「400円」を「410円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市あすなろ交流館の使用に係る使用料について適用し、同日前の輪島市あすなろ交流館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

) 提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、輪島市あすなろ交流館の使用料の適正化を図るため。

別紙 8

輪島市多目的集会施設条例の一部を改正する条例(案)

輪島市多目的集会施設条例(平成18年輪島市条例第159号)の一部を次のように改正する。

第9条中「別に」を削る。

別表第2中「暖房を」の次に「使用」を加え、「200円」を「210円」に、「400円」を「410円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市劔地多目的集会施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の輪島市劔地多目的集会施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、輪島市劔地多目的集会施設の使用料の適正化を図るため。

別紙 9

輪島市阿岸コンベンションホール条例の一部を改正する条例(案)

輪島市阿岸コンベンションホール条例(平成18年輪島市条例第160号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「き損」を「毀損」に改める。

別表中「200円」を「210円」に、「400円」を「410円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市阿岸コンベンションホールの使用に係る使用料について適用し、同日前の輪島市阿岸コンベンションホールの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、輪島市阿岸コンベンションホールの使用料の適正化を図るため。

別紙 10、

輪島市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例(案)

輪島市農村環境改善センター条例(平成18年輪島市条例第166号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,500円」を「1,540円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「700円」を「720円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「5,000円」を「5,140円」に改め、「得た額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市農村環境改善センターの使用に係る使用料について適用し、同日前の輪島市農村環境改善センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、輪島市農村環境改善センターの使用料の適正化を図るため。

別紙 11

輪島市本郷農林漁家高齢者センター条例の一部を改正する条例(案)

輪島市本郷農林漁家高齢者センター条例(平成18年輪島市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第1条中「輪島市農林漁家高齢者センター」を「輪島市本郷農林漁家高齢者センター」に改める。

第7条第3号及び第8条中「き損」を「毀損」に改める。

別表中「200円」を「210円」に、「400円」を「410円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市本郷農林漁家高齢者センターの使用に係る使用料について適用し、同日前の輪島市本郷農林漁家高齢者センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、輪島市本郷農林漁家高齢者センターの使用料の適正化を図るため。

別紙 12

輪島市農村ふれあい広場条例の一部を改正する条例(案)

輪島市農村ふれあい広場条例(平成18年輪島市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第6条中「200円」を「210円」に改める。

第10条中「別に」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市農村ふれあい広場の使用に係る使用料について適用し、同日前の輪島市農村ふれあい広場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、輪島市農村ふれあい広場の使用料の適正化を図るため。

輪島市都市公園条例の一部を改正する条例(案)

輪島市都市公園条例(平成18年輪島市条例第199号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第3号中「観賞のよう」を「観賞の用」に改める。

別表第2備考1中「乗じて得た額」の次に「(以下この項において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額」を加える。

別表第3有料公園施設利用料金の1 団体利用料金の表中「2,000円」を「2,060円」に、「20,000円」を「20,570円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「12,000円」を「12,340円」に、「600円」を「620円」に、「6,000円」を「6,170円」に、「5,000円」を「5,140円」に改め、同表備考4中「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加える。

別表第3有料公園施設利用料金の2 個人利用料金の表中「400円」を「410円」に、「200円」を「210円」に、「500円」を「510円」に、「300円」を「310円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「5,000円」を「5,140円」に改める。

別表第3有料公園施設利用料金の3 会員利用料金の(1) 個人会員の表中「3,000円」を「3,090円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「5,000円」を「5,140円」に改める。

別表第3有料公園施設利用料金の3 会員利用料金の(2) 法人会員の表中「30,000円」を「30,860円」に、「3,750円」を「3,860円」に改める。

別表第3有料公園施設利用料金の4 一本松総合運動公園体育館附属設備利用料金の表中「1,000円」を「1,030円」に、「600円」を「620円」に、「500円」を「510円」

に、「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に、「5,000円」を「5,140円」に改め、同表中「相当する額」の次に「(その金額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を加え、「15,000円」を「15,430円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の一本松総合運動公園体育館若しくは一本松総合運動公園体育館附属設備又は一本松総合運動公園市民温水プールの利用に係る料金について適用し、同日前の一本松総合運動公園体育館若しくは一本松総合運動公園体育館附属設備又は一本松総合運動公園市民温水プールの利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の別表第3により発行された回数券を所持する者に係る料金については、その利用を終えるまでの間は、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、有料公園施設の使用料の適正化を図るほか、関係規定の整備を図るため。

輪島市文化会館条例の一部を改正する条例(案)

輪島市文化会館条例(平成18年輪島市条例第98号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「19,800」を「20,370」に、「26,600」を「27,360」に、「33,900」を「34,870」に、「72,900」を「74,980」に、「24,300」を「24,990」に、「32,800」を「33,740」に、「41,200」を「42,380」に、「88,100」を「90,620」に、「2,000」を「2,060」に、「3,400」を「3,500」に、「4,500」を「4,630」に、「7,700」を「7,920」に、「1,100」を「1,130」に、「1,700」を「1,750」に、「2,300」を「2,370」に、「600」を「620」に、「2,700」を「2,780」に、「4,300」を「4,420」に、「5,700」を「5,860」に、「11,300」を「11,620」に、「5,400」を「5,550」に、「8,600」を「8,850」に、「22,600」を「23,250」に改め、同表備考4第1号中「4,200円」を「4,320円」に改め、同表備考5中「5,700円」を「5,860円」に改め、同表備考に次の1項を加える。

- 7 第1項から第5項までに定める使用料に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。

別表第2中「3,400円」を「3,500円」に、「2,300円」を「2,370円」に、「340円」を「350円」に、「230円」を「240円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「570円」を「590円」に、「680円」を「700円」に、「2,800円」を「2,880円」に、「1,700円」を「1,750円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「800円」を「820円」に改め、同表映写設備の部映写機の項の次に次の項を加える。

プロジェクター	1台	5,400円	DLP型
---------	----	--------	------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市文化会館の使用に係る使用料について適用し、同日前の輪島市文化会館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、輪島市文化会館の使用料の適正化を図るため。

別紙 15

輪島市もんぜん文化村セミナーハウス条例の一部を改正する条例(案)

輪島市もんぜん文化村セミナーハウス条例(平成18年輪島市条例第103号)の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に、「400円」を「410円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市もんぜん文化村セミナーハウスの使用に係る使用料について適用し、同日前の輪島市もんぜん文化村セミナーハウスの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、輪島市もんぜん文化村セミナーハウスの使用料の適正化を図るため。

輪島市もんぜん文化村ギャラリー条例の一部を改正する条例(案)

輪島市もんぜん文化村ギャラリー条例(平成18年輪島市条例第104号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「3,000円」を「3,090円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「2,000円」を「2,060円」に改める。

別表第2中「入場料 1人1回当たり」を「入場料1人1回当たり」に、「300円」を「310円」に、「250円」を「260円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市もんぜん文化村ギャラリーの施設の使用に係る使用料及び展覧会への入場に係る入場料について適用し、同日前の輪島市もんぜん文化村ギャラリーの施設の使用に係る使用料及び展覧会への入場に係る入場料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、輪島市もんぜん文化村ギャラリーの使用料及び入場料の適正化を図るため。

別紙 17

輪島市農民研修センター条例の一部を改正する条例(案)

輪島市農民研修センター条例(平成18年輪島市条例第107号)の一部を次のように改正する。

別表中「7,900」を「8,130」に、「10,700」を「11,010」に、「18,100」を「18,620」に、「28,300」を「29,110」に、「900」を「930」に、「1,400」を「1,440」に、「1,700」を「1,750」に、「3,400」を「3,500」に、「2,500」を「2,570」に、「3,100」を「3,190」に、「6,200」を「6,380」に、「2,000」を「2,060」に、「5,000」を「5,140」に改め、「使用料とする。」の次に「この場合において、その使用料に10円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市農民研修センターの使用に係る使用料について適用し、同日前の輪島市農民研修センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、輪島市農民研修センターの使用料の適正化を図るため。

石川県輪島漆芸美術館条例の一部を改正する条例(案)

石川県輪島漆芸美術館条例(平成18年輪島市条例第108号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「500円」を「510円」に、「200円」を「210円」に、「600円」を「620円」に、「300円」を「310円」に改める。

別表第2中「5,000円」を「5,140円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「3,000円」を「3,090円」に、「6,000円」を「6,170円」に、「2,000円」を「2,060円」に改める。

別表第3中「4,000円」を「4,110円」に、「8,000円」を「8,230円」に改め、同表備考に次の1項を加える。

- 4 使用料に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の石川県輪島漆芸美術館の美術品の観覧に係る入館料について適用し、施行日前の石川県輪島漆芸美術館の美術品の観覧に係る入館料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前にこの条例による改正前の別表第1の入館料を納入した者の施行日以後の観覧に係る入館料については、なお従前の例による。

- 4 この条例による改正後の別表第2の規定は、施行日以後の石川県輪島漆芸美術館が所蔵する美術品の写真原版使用、写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影、模写、模造又は熟覧(以下この項及び次項において「特別観覧」という。)に係る特別観覧料について適用し、施行日前の特別観覧に係る特別観覧料については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定にかかわらず、施行日前にこの条例による改正前の別表第2の特別観覧料を納入した者の施行日以後の特別観覧に係る特別観覧料については、なお従前の例による。
- 6 この条例による改正後の別表第3の規定は、施行日以後の石川県輪島漆芸美術館の施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の石川県輪島漆芸美術館の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 7 前項の規定にかかわらず、施行日前にこの条例による改正前の別表第3の使用料を納入した者の施行日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、石川県輪島漆芸美術館の入館料、特別観覧料及び使用料の適正化を図るため。

別紙 19

輪島市櫛比の庄禪の里交流館条例の一部を改正する条例(案)

輪島市櫛比の庄禪の里交流館条例(平成 19 年輪島市条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

別表中「300 円」を「310 円」に、「250 円」を「260 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後の輪島市櫛比の庄禪の里交流館の資料展示施設の利用に係る入館料について適用し、施行日前の輪島市櫛比の庄禪の里交流館の資料展示施設の利用に係る入館料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前にこの条例による改正前の別表の入館料を納入した者の施行日以後の利用に係る入館料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の一部改正に伴い、輪島市櫛比の庄禪の里交流館の資料展示施設の入館料の適正化を図るため。

別紙 20

輪島市能登平家の郷松尾家条例の一部を改正する条例(案)

輪島市能登平家の郷松尾家条例(平成23年輪島市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「12,000円」を「12,340円」に、「22,000円」を「22,630円」に、「32,000円」を「32,910円」に、「42,000円」を「43,200円」に、「2,000円」を「2,060円」に改め、「7月20日から」の次に「その年の」を加え、同表中「3,000円」を「3,090円」に、「300円」を「310円」に改め、同表備考に次の1項を加える。

5 使用料に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市能登平家の郷松尾家の利用に係る使用料について適用し、同日前の輪島市能登平家の郷松尾家の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、輪島市能登平家の郷松尾家の使用料の適正化を図るため。

別紙 21

輪島市天領黒島角海家条例の一部を改正する条例(案)

輪島市天領黒島角海家条例(平成 23 年輪島市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表中「300 円」を「310 円」に、「250 円」を「260 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後の輪島市天領黒島角海家の施設の利用に係る入館料について適用し、施行日前の輪島市天領黒島角海家の施設の利用に係る入館料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前にこの条例による改正前の別表の入館料を納入した者の施行日以後の利用に係る入館料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の一部改正に伴い、輪島市天領黒島角海家の施設の入館料の適正化を図るため。

別紙 22

輪島市地域住民スクールバス利用条例の一部を改正する条例(案)

輪島市地域住民スクールバス利用条例(平成18年輪島市条例第153号)の一部を次のように改正する。

第1条中「児童」を「児童及び生徒」に改める。

第3条ただし書中「小学生」を「中学生」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

輪島中学校に就学する三井地区在住生徒が、通学手段として「愛のりバス」を利用するため。

別紙 23

輪島市社会教育委員条例の一部を改正する条例(案)

輪島市社会教育委員条例(平成 18 年輪島市条例第 94 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「委員の定数及び任期」を「委員」に改め、同条第 2 項ただし書き中「補欠」の前に「委員が欠けた場合における」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委嘱する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定により委嘱されている社会教育委員である者は、その任期が終了するまでの間は、この条例による改正後の第 2 条第 2 項の規定により委嘱されている社会教育委員とみなす。

提案理由

社会教育法の一部改正により、法律で定められていた社会教育委員の委嘱基準について、省令で定める委嘱基準を参酌して条例で定めることとされたため。